# 社会福祉事業助成金配分 応募要項

1 配分金の助成対象について

「社会福祉事業助成金配分募集案内」をご参照ください。

2 提出書類、提出先について

（1） 社会福祉事業助成金申請書（様式1）

（2） 定款（助成を希望する社会福祉事業の記載部分に朱で下線を引くこと）

（3） 当該年度の事業計画、収支（補正）予算書

（4） 要覧、パンフレット等

（5） 機器・備品購入の場合　業者の見積書（写）および価格競争をした際の証拠書類

（6） 図面・カタログ（該当のもの）

（7） その他、該当事業に関する参考資料があれば添付

（1）を作成し、（2）～（7）を添付のうえ、中日新聞社会事業団あてご提出ください

3 受付期間

令和 7 年 7 月 1 日～8 月 29 日（消印有効）

4 実績報告

当事業の助成を受けた団体は、事業完了後、原則 3 ケ月以内に以下の関係書類を提出してください。

（1）「社会福祉事業助成金精算報告書」（様式2）

（2）支払い状況の分かる証拠書の写し（領収書・振込書など）

（3）事業の内容（設置状況）のわかる写真

（4）事業実施場所（設置・保管場所など）の分かる平面図など

（5）当該年度の決算（見込）書等財務状況を示す書類

5　注意事項

① 社会福祉事業助成金は、読者、地域の皆様から寄せられた尊い浄財です。申請にあたっては、「社会福祉事業助成金配分募集案内」などをご参照いただき、適切な内容でご申請ください。

② 必要に応じて調査（監査）を行います。また、不正の事実等があった場合には、配分の決定の取り消し、または配分金を返還していただきます。

③ 要望にお応えできない場合（減額、不採択）がありますので予めご了承ください。

④ 当事業の助成を受けた団体は、諸帳簿を最低5年間保存してください。対象が備品などの場合は、5年間は保持してください。

⑤ 助成を受けた団体は、当該事業が事業団の助成により実施された旨を広く地域の皆様に知っていただくため、機関紙、ホームページなどでの公表をお願いします。
購入した備品、車両などについては、当事業団の名入れをお願いします。

（社会福祉助成事業配分車両の表示例）

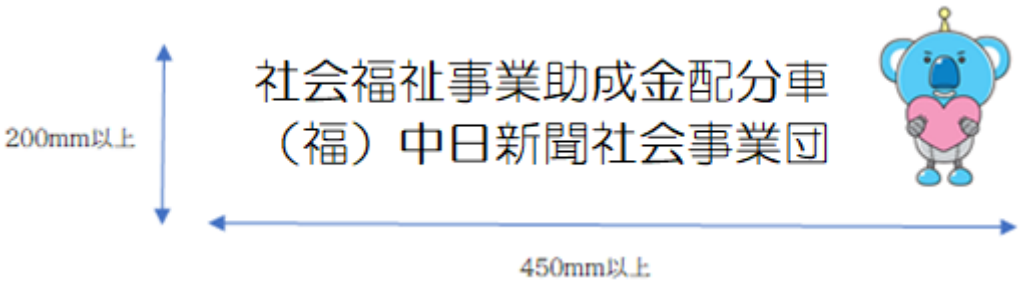


注）原則、ボディの両側面に記入。文字の色、字体は特に指定なし

6　申請書の提出先、問合せ先

社会福祉法人　中日新聞社会事業団
〒460-8511　名古屋市中区三の丸一丁目6番1号
TEL ： 052-221-0580 （平日 10-17 時）
E-MAIL：support@chunichi-shakaijigyo.jp